

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定書

埼玉県ガス協会
埼玉県
埼玉県警察本部

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定

埼玉県ガス協会（以下「甲」という。）と、埼玉県（以下「乙」という。）及び埼玉県警察本部（以下「丙」という。）は、埼玉県内における防犯のまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 子供や女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入盗などの犯罪を防止するため、甲と乙及び丙が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって安全で安心な県民生活の実現を図ることを目的とする。

（推進事項）

第2 甲は、事業活動を通じて、次の事項の推進に努めるものとする。

- (1) 犯罪を現に認め、又は犯罪や不審者に関する情報を認知した場合には、積極的に110番その他の方法により警察に通報すること。
- (2) 子供や高齢者等で保護を要する人を発見した場合には、速やかに警察又は関係機関に通報すること。
- (3) 乙及び丙が作成する防犯に関する標章の事業所、車両への貼付に協力すること。
- (4) 防犯のまちづくりに関する取組について宣言書を作成し、その実施に努めること。
- (5) 乙及び丙が行う広報、啓発活動に協力すること。
- (6) その他防犯のまちづくりの推進に資すること。

（甲の取組に対する支援）

第3 乙及び丙は、甲の取組に対し、次の事項の支援に努めるものとする。

- (1) 甲に対し、犯罪の発生状況、防犯情報その他防犯のまちづくりの推進に関する情報の提供に努めるものとする。
- (2) 甲の積極的な取組に対し、表彰、広報等に努めるものとする。

（遵守事項）

第4 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

（協議）

第5 この協定に定めのない事項で協議する必要が生じたとき及びこの協定に關し疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月2日

（甲） 埼玉県ガス協会会長

原 敏成


（乙） 埼玉県知事

上田清司


（丙） 埼玉県警察本部長

鈴木三男
